



『大日本報徳社 大講堂で開催した音楽鑑賞のゆうべ』(7月11日録)

掛川市地区保護司会だより

第34号

編集・発行
掛川市地区保護司会 広報部
掛川市長谷1丁目1-1
TEL.0537-21-1140
FAX.0537-21-1163

訃報

常盤基之さん(大坂)が六月二十九日、六十七才で逝去されました。保護司となられて五年、まだまだこれからという時期でありましたが残念です。お悔やみ申し上げます。

前会長平野さんを偲んで

令和七年五月三十日(金)午前0時十分、平野敏雄会長が急逝されました。肺炎で入院された当初は、程なく恢復し元気な姿でもどつてこられると思われましたが、残念ながら、それは叶いませんでした。

会長に就任されて二年。刑法改正に伴い、保護観察のあり方も大きく変わるところとなるなかで、掛川市地区保護司会の事業もそれに沿うべく、サポートセンターの活用等、新たな取り組みに意欲を示しておられました。

お見舞いに訪れた、杉山副会長と戸塚事務局長に保護司会の後事を託し、七十六年のご生涯を終えられました。

(副会長/大井潔空)



新会長ごあいさつ

掛川市地区保護司会

会長 杉山 宏幸

このたび、掛川市地区保護司会会長を拝命いたしました杉山宏幸です。日頃より保護司会活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。近年、社会情勢の変化に伴い、仕事をしながら活動される保護司が増え、時間的制約を受ける方も多くなっています。こうした状況の中、毎年同様に繰り返されてきた事業計画も、見直しの時期を迎えていると感じております。

今年度の事業計画はすでに承認済みですが、皆様からのご意見を伺いながら、改善可能なものについては随時改めてまいります。保護司法第一条を基本に、会員の皆様と異体同心の精神をもって、保護司会を一歩前進させてまいります。

新任保護司紹介



令和七年七月一日付
犯罪予防部
坂田 博亮
(菊浜地区)

退任保護司

3月31日付 大石 克己 (大洲地区)
3月31日付 渡辺 靖和 (横須賀地区)
6月30日付 松澤 茂 (東中地区)
6月29日付 常盤 基之 (大坂地区)

着任のごあいさつ



静岡保護観察所
保護観察官
片岡 祐也

掛川市地区保護司会の皆様、日頃より、更生保護活動に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

この度、八月一日付けで保護観察官として着任いたしました、片岡祐也と申します。

私は、これまで赤城少年院や喜連川少年院で法務教官として、非行のある少年たちの指導に携わっていました。その中で、彼らの抱える様々な問題に触れてきましたが、保護観察官として、社会に出た彼らと向き合うことの難しさも痛感しております。

社会で生きづらさを抱える彼らが、自立した生活を送れるよう、皆様のお力添えを頂きながら、処遇に邁進していく所存です。未熟な点も多々あるかと存じますが、御指導御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

保護司退任にあたっての挨拶

松澤 茂

令和三年よりこの六月まで四年間お世話になりました。

個人的には色々勉強する機会を得て、人生の新しい視点を得ることができたように思います。この間、皆様からご指導ご鞭撻を頂き感謝申し上げます。

今後の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

退任のごあいさつ

大石 克己

保護司として活動をする間、これまでに保護観察、生活環境調整、合わせると20人以上の対象者と接してきました。身上調査を見ると、10歳前後の頃に、ほぼ全ての子供が家族から充分な愛情を受けていない状況が書かれており、その後不登校になったり、いたずらが激しくなってきたりしています。親の離婚、家庭内の不平等により、本人にとって一番優しくされたい、抱きしめてもらいたい時に、見放されて育ってきたのかと思うと、とても可哀想に思いました。

私はこのような子供達と接することがある時には、自分の子供のように、孫のように接し、励ましたり、ほめてやったり、自信を持たせてやるように心掛けました。果立っていった子供達と地区で出会って、声を掛け合えた時は大変幸せに思いました。

保護司会では、地域活動部一期、事務局次長一期、副会長五期、会長二期と皆さんにはいろいろ助けていただきました。皆さんと長い間様々な行事を作りながら楽しくやってきました。おかげで大変充実した「時」を過ごすことが出来ました。

今後、皆さん団結して保護司会を盛り上げていってほしいと思います。

50才から75才までお付き合い頂き有り難うございました。

編集後記

大津保護司殺人事件発生から一年。事件を受け、昨秋法務省の検討会が制度見直しに向け報告書をまとめた。安全対策として、対象者(更生させるため保護観察をしている人)を複数の保護司で支援することなどが盛り込まれた。ほかにも新任年齢制限の撤廃、無報酬のままだが、実費支給を充実、自宅以外の面接場所確保など。令和七年の通常国会にこの報告書をふまえた保護司法の改正案が提出されるという。

(広報部/横山忠志)

『掛川城イエローライトアップと音楽鑑賞の夕べ』を開催して

今年も掛川城イエローライトアップと音楽鑑賞の夕べを開催しました。七月の社会を明るくする運動強化月間に、掛川城がイエローに照らされるライトアップは三回目、音楽鑑賞は二回目の開催です。昨年の第一回音楽鑑賞は掛川城二の丸御殿で、今年は国内最古の公会堂建築の大日本報徳社大講堂で行いました。どちらもお城に隣接し図書館もある文教エリア。毎年このエリアで開催できることは、利便性がよく、また歴史的建造物で上質な音楽を市民に提供できることは恵まれています。

演奏者は掛川市民オーケストラ協会の弦楽四重奏メンバーで、償い「いのちの歌」「瑠璃色の地球」等のポピュラーな曲目から、クラシックのビバルディ「四季」など多彩な演目を御披露頂きました。昨年に続き快くお引き受け頂いています。

今年のご来場者は保護司も含めて76人。掛川市長はじめ更女会の皆様や保護観察官の方々もお越しになって、また一般の方々も参加者の約六割ご来場くださいました。会長や事務局長から保護司の活動の一端を紹介し、更生保護の心を育むことの大切さを啓発できたと自負しております。

(地域活動部長/戸塚久美子)





配布物梱包作業

第75回 社会を明るくする運動

毎年七月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。掛川市では七月一日に、午前は旧掛川市内、午後は大東・大須賀地区を広報車で巡回し、犯罪や非行のない地域づくりを呼び掛けました。夕方には掛川駅前、アピタ掛川店前、リベロ大東店周辺、イオンタウン大須賀店周辺にて、27の関係機関・団体約100人の協力を得て啓発グッズを配布し、市民へ理解と協力をお願いしました。

今年も掛川城を運動のシンボルカラーである黄色にライトアップし、広く周知を図りました。

重点事項は、出所者等の事情を理解した上での雇用促進、帰宅先がないまま社会に戻る人の減少、薬物依存からの回復支援、そして若者が再び歩みを進められるよう地域で見守る環境づくりです。地域の皆さまのご協力をお願い申し上げます。（広報部／田中大介）



掛川市役所前 出発式



掛川駅前での街頭キャンペーン



大東地区 出発式



令和七年度 掛川市地区保護司会総会

令和七年四月十八日、大須賀支所市民交流センターにおいて令和七年度の保護司会総会が開催されました。

本年度事業方針では、社会を明るくする運動期間の「掛川城イエローライトアップ」と音楽鑑賞の夕べ開催をはじめとする作文募集・審査・表彰式の開催が示されました。

ほかにも、サポートセンター稼働日倍増、更生保護女性会や協力雇用主会との交流、保護司ホームページの定期更新と充実などの実施を目指します。

令和七年度 掛川市地区保護司会総会



昨年度、表彰者の顕彰式

特長的なのは、昨今の保護司環境の変化に対応するために「保護観察における保護司の安全確保」が設けられたことで、方針に沿った計画・予算が承認されました。

なお、四月総会では、役員改選案も承認されましたが、平野敏雄会長急逝に伴い、六月十三日に大東支所市民交流センター会議室において「臨時総会」が開かれ、新会長の杉山宏幸氏をはじめとする役員の一部改選が行われ、承認されました。（本号記事参照）

本年度は波乱ぶくみの船出となりましたが、保護司一同、力を合わせて活動を頑張っております。

（広報部／横山忠志）

懲役刑・禁固刑廃止→拘禁刑へ法改正

「こらしめ」から「立ち直り」へ



令和七年六月から、刑法等一部改正により禁固刑・懲役刑が廃止され、拘禁刑に一本化されました。法律用語を並べられても分かりにくいと思いますので、順を追って解説します。

今回の改正は令和四年に制定され、今年施行されました。明治四十年（一九〇七年）の刑法制定以来、初めての大きな変更です。改正の目的は「刑事施設（刑務所・少年院等）における受刑者の処遇の充実を図るため」。刑を懲役と禁固に分けた趣旨からかけ離れた処遇が行われ、両刑は実質的に差がなくなっているとの指摘があったためです。

懲役は殺人・強盗・放火など、道徳的に非難される犯罪に対する刑で、受刑者は刑務作業を義務付けられます。この点が「こらしめ」、一方、禁固は政治犯や過失犯など秩序維持のために犯罪とされている行為への刑で、作業義務はありません。ところが実際には、多くの禁固受刑者も生活のメリハリや作業報奨金を求めて「請願作業」を行い、許可後は正当な理由がなければ辞められません。そのため、懲役・禁固の受刑者は同じ空間で生活し、施設秩序維持の名目で厳しく管理され、刑を分ける意味が薄れていました。



新設された拘禁刑では、①刑務作業は義務ではない、②再犯防止につながる柔軟な処遇が可能になる、③改善更生プログラムの策定と人材確保が必要になる、という特徴があります。②と③が「立ち直り」を促す部分です。

改正法では、拘禁刑に処せられた者の「改善更生を図るため」という目標が明記されました。これは保護観察者に対する保護司の役割にも通じます。「刑罰によって犯人を教育し、社会復帰させ、再犯を防ぐ」という教育刑主義が強まれば、被害者支援や損害回復にもつながることが期待されます。

（広報部／横山忠志）

第一期地域別定例研修会に参加して

保護観察対象者に対する『生活環境の調整の進め方』をテーマにした定例研修会が、六月十三日大東市民交流センターにて開催されました。

講師は、静岡保護観察所浜松駐在官事務所・保護観察官・岩木賢一氏。矯正施設等に収容されていた人が社会復帰する際「出所後の生活環境を整えることが、その後の安定した生活や再犯の防止につながっている」ことが大変重要だ。

対象者の「心の居場所」探しを支援することは、保護司はもろろんのこと、社会にとっても大切なことです。

研修では、「収容されている状況を想定し、その刑期における段階に応じた受刑者の立場を理解し、引受人等と接していく生活環境整備の実務」について解説いただきました。

対象者が引受人（家族や知人、元雇用主等）や帰住予定地を申請すると、予定地等を考慮し、生活環境調整保護司が指名されます。指名されると「生活環境調整の計画」を作成・面接調査等を行い報告書作成・提出という流れや、事例検討（引受人の心変わりへの対応、引き受け人以外の親族等の無理解の発覚等で環境調整がいかにセンシティブ（繊細）かつデリケート（微妙で細心の注意を要する）な仕事なのか、を痛感しました。

社会に戻る受刑者の心と身体、居場所確保は、保護司活動の出発点といえるでしょう。

（広報部／横山忠志）



薬物研修会に参加して

令和七年五月十五日、中遠総合庁舎にて「薬物乱用防止指導員研修会」が開催されました。

「若い世代への薬物乱用防止啓発について」磐田警察署の方が、市内の中学、高校を回り、薬物の怖さと誘われても「きっぱり断る勇気」が大切であると話されました。

続いて「静岡県の薬物乱用防止対策について」西部保健所衛生薬務課の方が、違法薬物を一回でも使うと乱用になる事、令和六年度の検挙者数は三百四十九人で、前年より減少したが全体の中で十代二十代の青少年は増加しているの、ダメ。ゼッタイ。」のキャンペーンを通じて、薬物乱用は心と身体を傷つける危険な行為であることを、指導員の皆様と啓発していきたいとの事でした。

（薬物乱用防止指導員部／石原旬一）

